

平成27年度第1回小美玉市総合教育会議議事録

- 1 日 時 平成27年7月1日（水）午後3時00分～午後4時25分
- 2 場 所 小美玉市役所 2階 政策会議室
- 3 出席者 (市長及び教育委員会)
島田市長、加瀬教育長、中村職務代理者、澤島教育委員、鶴町教育委員
野手教育委員、山口教育委員
- (事務局)
市長公室長、教育次長、指導室長、政策調整課長、学校教育課長
政策調整課課長補佐、学校教育課課長補佐
- 4 会議次第 ○あいさつ ・市長あいさつ
・教育長あいさつ
- 協議事項 ・小美玉市総合教育会議運営要綱案について
・小美玉市総合教育会議概要について
・教育等の振興に関する施策の大綱について
・その他（意見交換）
- 5 傍聴者 0名
- 6 内 容

○司会（政策調整課長：以降の表記は「司会」）

お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。ご承知のとおり、国の法律改正に伴いまして、教育長と教育委員長を一本化した新教育長として、本日加瀬教育長が誕生いたしました。おめでとうございます。

法改正のもう1つのポイントとして、市長主催による総合教育会議の設置がございました。本市においては、新教育長誕生という記念すべき日に合わせまして、ただいまから第1回の小美玉市総合教育会議を開催したいと思います。

申し遅れましたが、本日進行を務めさせていただきます、政策調整課長の倉田と申します。よろしく願いいたします。

残念ながら、本日は傍聴者はおりません。原則公開ということなのですが、傍聴者はなしということになります。それでは、はじめに島田市長よりご挨拶をお願いいたします。

○市長

改めて、皆さんこんにちは。教育委員の皆さんには、大変お忙しいなか、この前にも会議があったということで、引き続いてのこの第1回総合教育会議ということで、誠にご苦労様でございます。国の制度が変わって早くにということで、教育長の任期がまだ残っていたわけでありましたが、この制度に乗って新たなスタートを切っていくということで、過日の議会の中で満場一致で同意をいただき加瀬教育長が誕生したわけでありまして、そして、今日が初のスタートということでございます。それに合わせての会議だということで、より有意義な会議になるであろうし、それぞれ皆さん心一つにしてスタートできる良き会議と期待しているところです。よろしく願いいたします。

皆さま方には、日々子どもたちの教育の充実、発展、健全育成のためにご尽力いただき、心から感謝申し上げる次第でございます。

近年、全国におきましても、子どもの学ぶ意欲や学力、体力の低下、問題行動、さらにはいじめや不登校など、多くの面で課題が指摘されているところでございます。

そのような中、国は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によりまして、ただいま開催しております総合教育会議を設置することといたしました。

会議では、大綱の策定をはじめ、教育を行うための諸条件の整備や地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興について定期的に協議するほか、児童生徒の生命又は身体に被害が生じるなどの重大事案が発生した場合などには、緊急に招集を行い協議を行うことも想定しております。

このように、首長と教育委員会が公の場で意見を述べ合い情報を発信することは、より市政が開かれたものになるとともに、これまで以上に連携して効果的に教育行政を推進していく貴重な機会と捉え、有効に活用してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。誠にご苦勞様です。

○司会

つづきまして、加瀬教育長よりご挨拶をお願いいたします。

○教育長

ひきつづき有難うございます。先ほどの臨時の教育委員会でもありましたように、いま教育委員会の当面の問題は、学校の統合であります。これをどのようにしていくか、学校そのものを作るというのは教育委員会で進めていきたいと思っておりますが、跡地の利用は教育委員会だけで処理できるものではありません。市長部局と教育委員会が一体となって跡地利用を考えていかなければなりません。そういった点で、この総合教育会議は非常に有益で有難いと思っております。今後とも市長部局と連携をとりながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○司会

ありがとうございました。それでは、第1回目の会議でもありますので、ご出席されております教育委員の皆様、並びに事務局側双方の自己紹介をお願いしたいと思います。中村委員より順次お願いいたします。

○中村委員

この前の臨時教育委員会において、教育長より職務代理者を仰せつかりました。今後とも本市の教育環境発展のために頑張りたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○澤島委員

教育委員の澤島です。よろしく申し上げます。

○野手委員

保護者の立場からの教育委員をしております野手利江といたします。羽鳥に在住しております。よろしく願いいたします。

○山口委員

教育委員の山口です。昨年6月から教育委員になりましたが、まだまだかけだしで、よく解らないことばかりですが、よろしく願いいたします。

○鶴町委員

教育委員の鶴町庄二です。よろしく願いいたします。

○加瀬教育長

教育委員長、教育長の役割が一体になったということで、非常に緊張しておりますが、今後ともよろしくお願ひします。

○市長公室長

こんにちは。市長公室長をしております島田清一郎です。よろしくお願ひいたします。

○指導室長

こんにちは。教育委員会指導室長の皆藤正造です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○教育次長

教育次長の長谷川正典です。よろしくお願ひいたします。

○学校教育課長

学校教育課長の鈴木定男です。よろしくお願ひします。

○学校教育課課長補佐

学校教育課課長補佐の菅谷でございます。よろしくお願ひいたします。

○政策調整課課長補佐

市長公室政策調整課課長補佐の佐々木です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○司会

続きまして、次第の3番目協議事項に入らせて頂きます。まず第1回目の会議ということで、小美玉市総合教育会議運営要綱案について事務局よりご説明いたします。

○政策調整課課長補佐

政策調整課の佐々木です。よろしくお願ひいたします。それでは右上に資料1と表記しております会議要綱案についてご説明いたします。

まず総則の第1条としまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4に基づきまして、小美玉市総合教育会議を設置するにあたり、会議の円滑な運営に必要な事項を定めるとしてあります。

第2条におきまして、この会議の招集につきましては、市長が行うとしてあります。開催日時、場所、会議に付議すべき事項について、あらかじめ教育委員会の皆様に通知をするということでありまして、ただし、緊急を要する場合にはこの限りではないということになってあります。

第3条の議事進行につきましては、市長が行うものとしてあります。

先ほども説明がありましたが、この会議は基本公開となっております。ただし、第4条において個人情報等を保護する必要がある場合や会議の公正が著しく害される恐れがある場合、また、その他公益上必要があると認める場合で、市長と教育委員会が合意したときには、会議を非公開とすることが出来るとしてあります。

第5条から第8条におきましては、この会議が公開ということで、傍聴者を入室させることが出来ますが、その際の細かい約束事を規定してあります。

第9条の議事録の公開ですが、会議終了後、速やかに議事録を作成しまして、これを公表するものとしてあります。ただし、先ほどの第4条において非公開とした内容につきましては、公開しないものとしてあります。この議事録の公開につきましては、市のホームページ上において公開する予定であります。

第10条の庶務につきましては、事務局は市長公室の政策調整課が所管するということになります。ただし、学校教育課と連携して事務処理を進めるとしてあります。双方協力しながら会議運営にあたりたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

そして、雑則の第11条につきましては、この要綱に定めるもののほか、その他運営に関して必要な事項は、市長が会議に諮って定めるとしております。
要綱案の説明は以上になります。

○司会

ただいま説明いたしました要綱案につきまして、疑問点やご意見等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか？
特に無ければ、ご承認ということでよろしいでしょうか？

● 各委員より【異議なし】

○司会

ありがとうございます。それでは案の方を削除していただきまして、会議の運営につきましては、今後この要綱に従いまして進めてまいりたいと思います。
次に協議事項の2番目に入りたいと思います。ただいまご承認いただいた要綱第3条により、市長が議長となりますことから、これより会議の進行は市長にお願いしたいと思います。それでは市長お願いいたします。

○市長

それでは進行の座長役がまわって参りました。皆様のご協力をいただいて進めて参りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
それでは協議の2番目、小美玉市総合教育会議概要について、事務局担当の説明を求めます。

○学校教育課課長補佐

それでは、小美玉市総合教育会議概要について、資料2に基づきましてご説明いたします。

本年4月1日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が施行されまして、この改正法におきまして総合教育会議の設置が規定されたところでございます。総合教育会議は、冒頭市長の挨拶にもございましたが、地方公共団体の長と教育委員会が十分な連携を図り、効果的により一層民意を反映した教育行政を推進していくための会議となっております。

資料の1ページをお開きいただきまして、まず(1)の会議の位置づけと構成員でございます。首長が総合教育会議を設けると規定されております。この先首長とありますのは、本市に置き換えまして市長と呼びながら説明して参りたいと思います。会議の構成員は市長と教育委員会でございます。この会議は市長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議、調整の場になります。括弧書きには決定機関、諮問機関ではないとありますが、この会議では市長・教育委員会それぞれの権限の一部についても決定することはございません。市長の諮問を受けて審議を行う機関でもございません。

会議の招集は市長が行いますが、教育委員会は協議を必要と思慮するときには、市長に対し会議の招集を要求することができます。緊急の場合には、市長と教育長のみで会議をすることも可能ではありますが、その際には事前に教育委員会の意思決定がなされていることが前提となっております。

総合教育会議において、市長と教育委員会が協議・調整し合意した方針の下に、双方が所管する事務を執行することとなります。

2ページをお開き願います。1ページのほうで、この会議は「協議・調整の場」と説明してまいりましたが、(2)は協議事項・協議・調整事項についてでございます。

会議における調整とは、教育委員会権限の事務について、市長の権限に属する予算の編成、執行や条例の提案、また、児童福祉・青少年健全育成などの事務との調和を図ることを意味するものでございます。

会議における協議とは、調整を要しない場合も含めまして、自由な意見交換として幅広く行われるものを意味するものでございます。

会議において協議・調整すべき事項といたしましては、まず、①として大綱の策定に関する協議がでございます。②として教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため、重点的に構すべき施策についての協議でございます。③としまして、児童生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずる恐れがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議でございます。さらに、上記の①から③に関する構成員であります市長と教育委員会の事務の調整がでございます。

大綱の説明につきましては、次の協議題において説明させていただきますので、ここでは割愛させていただきます。②③の具体例を次の3ページに記載しておりますので、お聞きいただきたいと思います。

②の法第1条の4第1項第1号に該当すると想定される事項でございますが、学校などの教育施設の整備や、教育条件の整備に関する施策など、予算や条例などが関係するために、市長と教育委員会が調整することが必要な事項を挙げております。また、幼児教育や保育・青少年健全育成と生徒指導、放課後対策や子育て支援など、市長と教育委員会の事務との連携が必要な事項が想定されております。

③の法第1条の4第1項第2号に該当すると想定される事項でございますが、1つ目の○にありますように、いじめ問題により自殺が発生した場合や、通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合、また、2つ目の○にありますように、災害の発生により防災担当部局や福祉担当部局と連携が必要な場合や、犯罪により社会教育施設で職員や利用者に被害が生ずるおそれがある場合や、いじめの重大事態が起きた際の対応方針などが想定されております。

2ページに戻っていただきまして、会議で協議題とすべきでない事項としまして、教科書の採択や個人の教職員の人事など、政治的中立性の要請が高い事項につきましては、協議題とすべきでないと考えられております。また、日常の学校運営に関する些細な事項も協議題とすべきではなく、協議・調整の対象とすべきかどうかは、その予算措置が政策判断を要するような事項か否かによって判断することとなります。

4ページをお開き願います。協議・調整の結果の尊重義務についてでございます。

会議において構成員の事務の調整が行われた事項とは、市長と教育委員会が合意した場合でございますが、その際には構成員は調整結果を尊重しなければならないとされております。調整のついていない事項や、市長と教育委員会の判断が分かれた事項の執行につきましては、下の表にありますように、地方教育行政法第21条及び第22条に定められた執行権限に基づきまして、教育委員会及び市長がそれぞれ判断することとなります。

5ページをお開き願います。3、会議の公開と議事録の作成及び公表でございます。

総合教育会議は原則公開することと規定されております。ただし、事案によっては非公開とすることができます。例としまして、いじめなどで個人情報保護する場合や、次年度の新規事業に関する具体的な内容など、意思決定前に情報を公開することで公益を害することが想定される場合は、非公開とすることができます。

会議の議事録でございますが、先ほど運営要綱の説明の中でもありましたが、会議終了後に議事録を作成しまして、公表につきましては市のホームページ上を予定しております。

4、その他につきましては、要綱案の中でも説明がございましたので割愛させていただきますが、1点だけ、本ページ一番下の●の部分の説明させていただきます。協議を行うにあたって、必要があると認めるときは、関係者又は学識経験者から意見を聞くことができます。その際の職種としましては、大学教員やコミュニティスクールの学校運営協議会委員、PTA関係者、地元企業関係者を想定しております。

7ページをお開き願います。今年度の会議の方向性の案でございます。(1)から(6)はこれまでの説明内容でございますので割愛させていただきます。(7)の今年度の年間スケジュール案でございます。第1回目を本日開催しております。第2回目につきましては、9月から10月頃に開催を予定しております。協議題として教育に関する重要施策の方

向性の協議ということで、新年度予算施策などの協議をお願いする予定でございます。また、随時開催としましては、法第1条の4第1項第2号に該当すると想定される事項ということで、事故やいじめ問題などの緊急の場合を想定しております。

総合教育会議の概要につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

○市長

それではご苦労様です。協議事項2番の小美玉市総合教育会議の概要について、ただいま説明を受けたわけでありましたが、これについて皆様からのご意見等ございましたらお受けいたします。

時間はありますので、ゆっくりご検討いただいて。今日の資料は前もって皆さんに渡してあるのか。

○学校教育課課長補佐

資料はお渡しするのは本日が初めてですが、6月の定例教育委員会におきまして、大枠の説明はさせていただきました。

○市長

それでは、委員の皆様は大体ご理解しているなかで、ただいまの説明を聞いていただけたということで。ご意見あればお願いします。

特に無いようでありますので、次に進めさせていただきます。協議の3番目、教育等の振興に関する施策の大綱について議題といたします。事務局に説明を求めます。

○学校教育課課長補佐

それでは、教育等の振興に関する施策の大綱につきまして、資料3を使って説明をさせていただきます。

小美玉市教育大綱案とありますが、1ページ、2ページにつきましては、提案させていただく本市の教育大綱案でございますが、先に大綱の策定についての制度的な説明をさせていただきたいと思っておりますので、3ページをお開き願います。

大綱の策定につきましては、改正された地方教育行政法に新たに規定されたところでございます。

1の大綱の概要及び定義でございます。

- ①首長は、地方公共団体の教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めます。計画ではありませんので、詳細な取り組みについてまで策定するものではありません。
- ②教育基本法に基づく国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌し、地域の実情に応じて策定をします。
- ③大綱を策定する際、また変更する際には、総合教育会議において協議が必要となります。
- ④大綱は公表しなければなりません。
- ⑤大綱が対象とする期間は、4年から5年程度を想定しております。これは、首長の任期が4年であること、国の教育振興基本計画の期間が5年であることから4・5年程度とされております。
- ⑥大綱は、総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くしたうえで首長が策定します。首長及び教育委員会は、策定した大綱の下に、それぞれの職務権限において所管する事務を執行することになりますので、大綱の策定は、首長に対し教育委員会の職務権限に属する事務の管理・執行に関する権限を与えるものではありません。

教育委員会は、法改正後も引き続き執行機関でありますので、教育委員会所管の事務につきましては、大綱に記載された事項を含め、法で定められた職務権限に基づき教育委員会が管理執行をするということでございます。4ページをお開き願います。

大綱の記載事項等でございます。

大綱には、首長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針を記載いたします。例として括弧書きの中にありますように、学校の耐震化や統廃合、放課後対策、幼児教育、保育の充実等が挙げられます。

大綱は、教育行政における地域住民の意向をより反映させる等の観点から、首長が策定することと規定されており、その際には総合教育会議において、十分に協議・調整を尽くすことが肝要だとしております。

総合教育会議において協議・調整した結果、調整がついた事項を大綱に記載した場合は、首長及び教育委員会の双方に尊重義務がかかりますが、掲げた目標を達成できなかった場合でも尊重義務違反には該当いたしません。

仮に、首長が教育委員会と調整のついていない事項を大綱に記載したとしましても、教育委員会には尊重する義務はございません。調整のついていない事項についての執行は、教育委員会が判断することになります。

3の教育振興基本計画、その他の計画との関係でございます。

地方公共団体の教育振興基本計画や総合計画で、教育行政の方針が示されている場合、大綱の策定は必要ないとされています。

本市におきましては、教育振興基本計画は未だ策定しておりませんが、市の総合計画が平成20年3月に策定され、平成25年4月から後期計画が始まっております。この総合計画の基本構想部分に、施策の大綱がございまして、「個性豊かな教育・文化のまち」が基本目標として位置づけられております。

参考資料としてお配りしてございます、こちらの資料が総合計画の施策の大綱の全体図と、6番目の基本目標としております「個性豊かな教育・文化のまち」でございます。

本日、教育大綱案として、1ページ・2ページにお示ししているものは、この「個性豊かな教育・文化のまち」そのものでございまして、教育・芸術に関し、市の方針が示されている部分でございますので、事務局といたしましては、市総合計画の大綱部分をもって教育の大綱と定めたく、ご提案申し上げるところでございます。

ただ、総合計画が策定されましてから年数が経っておりますので、目標として掲げている事項が既に達成され、次の段階に進んでいる事業もございまして、教育大綱案の基本施策で、文言を追加・修正している箇所もございまして、大綱案を読み上げながら説明させていただきます。

資料3の1ページにお戻り願ひまして、小美玉市教育大綱案でございます。大綱が対象とする期間は、市総合計画が対象とする最終年度に合わせ、平成27年度から平成29年度までといたします。

基本方針でございますが、未来を担う子どもたちの個性を生かし、豊かな心と創造性を育むとともに、市民の積極的な参画のもと、子どもからお年寄りまですべての市民が、質の高い文化を享受でき、いつでもどこでも学んだり、スポーツに取り組んだりできるまちづくりを進めることにより、個性豊かな教育・文化のまちづくりを目指します。

基本施策としまして、5つの施策を掲げておりますが、1つ目の施策は、学校教育の充実でございます。幼児・児童・生徒の豊かな心と個性・創造性を育み、確かな学力の定着と健康の保持・体力の増進を目指し、地域の特色を生かした教育を展開します。また、関係機関との連携を図りながら、いじめや不登校、児童虐待などへの対応や家庭教育の充実を図るとともに、地域の農産物などを活用した安全でおいしい給食の提供に努め、併せて学校給食施設の合理的な運営を図ります。学校施設などについては、良好な教育環境が維持できるよう、耐震改修や学校の規模・配置の適正化を含めた整備を図ります。

この最後の行にあります、「耐震改修や学校の規模・配置を含めた」という部分は、今回追加した部分でございます。

2つ目の施策は、生涯学習の充実でございます。市民誰もが生涯を通じて、いつでもどこでも気軽に学習できる環境づくりを目指し、生涯学習活動の拠点施設となる公民館・図書館などの充実を図るとともに、施設のネットワーク化を図ります。また、市民の多様なニーズに対応した各種講座の開設や団体・指導者の育成など、生涯学習活動の充実を図り

ます。

3つ目の施策としましては、芸術・文化の振興でございます。市民誰もが使いやすく、気軽に芸術・文化に触れることができるよう、文化施設の連携と機能分担を図り、市民が主体的に参加できる場と機会の提供に努めます。さらに、文化団体などの育成・支援に努めるとともに、市民が一体となって参加できるような芸術文化交流事業を推進します。また、地域文化を次世代に残すため、文化財の保護や伝統芸能の継承に努めます。

4つ目の施策としましては、スポーツ・レクリエーションの振興でございます。市民誰もがスポーツ・レクリエーションに親しみ、健康でいきいきと暮らせるよう、施設の整備・充実を図ります。また、市民の一体化を図るため、全市民が参加できるイベントやスポーツ交流を実施するとともに、地域ぐるみのスポーツ活動の積極的な支援に努めます。さらに、市民が主体的に運営に参加する総合型地域スポーツクラブの活動の支援を推進します。

最後の段にあります「総合型スポーツクラブ」とありますが、総合計画の中では「クラブの設立に向けた取組」としておりましたが、総合型スポーツクラブは現在設立され、活動が始まっている状況でありますので、総合計画の後期計画の中で、このスポーツクラブの支援を重点施策として挙げてありますので、この大綱案の中では「活動の支援を推進する」と修正をしています。

5つ目の施策としまして、青少年の健全育成です。青少年の社会参加の促進、自立支援に努めるとともに、家庭・地域・行政の連携により、青少年が健全に過ごせる地域づくりや、放課後の子どもの居場所づくりを推進します。また、青少年育成組織への支援を図るとともに、青少年リーダーの育成に努めます。

最初の段の最後の行になりますが、「放課後の子どもの居場所づくり」を今回追加しております。青少年が健全に過ごせる地域づくりとともに、もう少し小さい子どもたちの居場所づくりとして放課後子どもプランを追加しております。

以上を本市の教育大綱の案としてご提案申し上げますので、よろしくお願いたします。

○市長

はい、ご苦労様です。3番の教育等の振興に関する施策の大綱についてということで、小美玉市の教育大綱の説明があった訳ではありますが、合併した当初将来を見据えてということで、総合計画を立案するためにまちづくり基本構想を作って2年間、住民の皆さんの知恵を、そしてそれぞれの地域の特色を、そして3町村のまちづくりに取り組んだ計画を踏襲して小美玉市の総合計画が出来上がって、平成20年からこの総合計画に基づいて進めてきたということでございます。早いもので前期計画が終わって後期計画に入っておりますが、後期計画に基づいて大綱案ができたわけではありますが、これも時が経つにつれて、既に設立して動き出したものもあって支援という言葉が載ったり、震災があって学校の耐震計画さらには適正化と、それぞれ加えられていると説明があったわけですので、この説明を踏まえて皆さんからご意見をいただきながら進めたいと思っておりますので、ご意見等ございましたら伺います。

●山口委員

地域スポーツクラブの支援となっているが、これは小川でやっている女子サッカーのことを言っているのか？

○学校教育課課長補佐

それはアカデミーのことをだと思いますが、地域スポーツクラブはサッカーだけではなく、スポーツ振興課と連携を図りまして、様々なスポーツの教室ですとか、そういったものを全て含めて支援ということになります。

●鶴町委員

この総合型地域スポーツクラブは2～3年前に出てきた話だよね？教育委員会の中で、アカデミーばかりではなくて色んなスポーツも支援しようということで話し合われてきたと思う。

○教育長

ジョイフル本田が始めたところはアカデミーで女子サッカーの方、同じようにその運営をしている団体が総合型地域スポーツクラブを立ち上げています。こちらの方には教育委員会が支援をしています。色々なものをやっていますが、ダンス・ヨガなど10種類くらいありますが、それに教育委員会が支援をしているということになります。

●中村委員

4ページになりますが、教育振興基本計画があって、当該計画をもって大綱にすることが出来ると、計画・実施の連続性や継続性を考えれば、大綱についてはこの案でよろしいのではないかと思います。

○市長

はい、ただいまこの案で良いのでは、との声が上がりましたが、よろしいでしょうか？

●出席委員全員異議なしの声

○市長

はい、それではこの大綱案でよろしいとのことですので、3番の教育等の振興に関する施策の大綱については全会一致で同意といたします。

それでは、次にまいります。協議事項の4番でその他で意見交換とあります。皆さんと意見交換をして有意義な時間としたいと思います。特にこの会議が初回ということもありまして、私と教育委員会が心一つにして小美玉市の教育行政を発展させていく良い機会でもありますので、多数ご意見をいただければ有難いと思いますし、また色々と子どもの考えなど教えていただきながら、より連携を密にして進めていこうという事でございますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○市長

いま地方創生で地域の特色やアイデアを出して、少子高齢化に伴う人口減少に歯止めをかけようと国が動きだしているところだが、地方も地方創生本部を立ち上げたり、市民とそういう機会を設けたりと、地方創生のスタートは人口減少に歯止めをかけないといけないとか、東京一極是正だとか地方分散だとか、また新たに東京一極集中を是正していくためには、地方が元気を出さなければ東京に集まるばかりだと、地方に元気を出させるということで、地方創生の理念が定まってまち・ひと・しごと創生法ができた。そういう中で、それぞれの地方が魅力あるまちづくりを推進し、若い人たちが定住するには教育環境を整備していかなければならないと、さっき言われた学校の統合ばかりではなくてソフトも一緒に立ち上げていくのが、一番そういう人たちに魅力を感じて「小美玉市いいね」と、いいねと言うからには住みたいねというような姿になってくるんだろうということで、教育面から産業面から企業面から色々な意見を聞いて小美玉市の活力あるまちづくり計画をたてていこうと進めている最中なので、教育面のアイデアやご意見があればぜひ出していただきたいのですが。

●中村委員

私が思うのには、幼児教育で、これは簡単に幼児教育と言うと何となく分かった感じになるけれども、突詰めれば、まあ具体的に言えば、小美玉で言えば幼稚園で3年保育と2年保育とが混在している、でも今の若い世代で考えれば一時金を貰って子どもが産

まれてどうしようというよりも働きたいわけですよ。そうすると2年ではなくて3年、さらに預かり保育とかに入れて、要は預ける人の便宜性を高めると、そういうことによって若い人が小美玉に住んでもいいねと、そういう面から考えていく必要があるのかなと思う。

○市長

ここではもう問題になっているだろうけども、玉里は3年保育で、美野里と小川が2年で、3年保育が出来ていないと、教育の均衡というものを考えたときに、そこらはきちんと整理しないとね。

●野手委員

今の問題は、ちょうど私の家は子どもが5人いますから、5人が全部家を出てしまってますけど、5人がどうやって帰ってくるか一緒になって探してみたいと思ってます。例えば、埼玉は埼京線が出来たことによってもの凄い人口増加しているって言うのがすごく分かったんですけど、家ばかりがひしめき合ったなんか冷たいなと感じるところがあって、やっぱりこの小美玉は高い物を建てなかった分、すごくどこに行っても空が綺麗で、1個1個の家がある程度の広さを持って住めるというのは、この贅沢にいつかは気づいてくれないかなと思いつつ子どもたちを少しずつコントロールしていきたいと思えます。

○市長

出た者を戻すというのは、それなりの魅力が無ければ戻ってこないし、住んでくれない。

●野手委員

子どもたちにしたらここよりも全部都会なので、やっぱり便利さに魅力を感じてしまう。いつか結婚して子どもを持つようになったときに、改めて見直してもらえるといいかなと思っている。先ほどの話からあるように、今の子どもたちは音楽をいつでも聞いてスマホなどでいつでも楽しみがあるので、恋愛すらも面倒という子どもたちが多いと聞く。それが結婚をしない理由になっているんだなと我が子を見て痛感するところです。

●中村委員

昨日たまたま県の総合基本計画策定のメンバーになっている方に会ったんですが、この間の会議で橋本知事が2050年の茨城県の姿を描いてくれと、こういう提案があったと。そうしたら、なかなか事務局だけでは想像がつかないと、それで検討しているらしいんだけど。2050年といえば今から35年も先の話だから、そのときを想定するといったら、いまの20代30代の若い人たちでなければ想像つかないことが多い。なのでそういうメンバーを将来の計画を考えるときに参加させることが必要なのではないかと会議のなかで他の委員から意見が出ていたと、その方は話していた。まさに小美玉だって同じことが言えると思う。だからメンバー構成のときに、今の肩書きだとかポジションだとかで選択するのではなく、世代の広がり考えたメンバー構成にしていかないと先に通用しない結論を導き出す結果となってしまう。

●澤島委員

ちょっと関連しますが、やっぱり地区の代表とか何々の代表というと、色んな会議の委員として名前を連ねていますが、確かに会の代表だけれども、確実にその意見を下に下げてそこで会議をして、そしてそれを持ってきて会議に臨んでいるとは限らないですよ。結局は個人の考えのようになっていると思うんですけど、でも形上はそうになっているから代表のように受け止められるけど、今言われたように年齢的にも価値観も違う人たちもいるわけだから、そういう人たちも代表として選ぶというのは間違いではないと思うんですよ。考え方の代表ですから。そういうこともこれからは取り入れていか

ないと、どの組織もやっぱり何かの代表となると、そういう組織の長になってしまうことは、これからこういうような委員会を編成するにあたっては考えていかななくてはならない時代なのかなと思います。

○市長

最近、住民代表と言う事で、かなり組織にお願いし、何名か公募で入ってもらう事が多いが、委員からも言われているように、代表となると下に下ろせる機会が多い人また話を出す機会が多い人ってなるから、どうしても頼れる人となると組織の代表になってしまう。あとは男女共同参画のなかで、女性が入って女性の発言を尊重した会議になってほしいと思う。

○教育長

教育委員会では様々な団体を持っている。年に1回総会を行い、構成委員を代えて実施しているが、それぞれの団体で規約があり、委員の人数が決められているが、その人数を下回っているのが現状であるなかで、若い人をもっと積極的に起用したいが、30代、40代はまず入っていただけないのが現状。そのような中で頭を悩ませている。

●澤島委員

社会の一員として生きて行くためには、一人では生きていけないのだから絶対チームで成り立つわけですね。だから、自分では好きでは無くても、あるいは嫌なことでも、やっぱりそれぞれが好きで一緒にしてやっていかななくては生きていけないということ、家庭も地域も学校もすごく力を入れて育てないとならない社会になってしまったのかなと危機感を感じる。そういうのは自然に当たり前に学べた時代に私たちは育ってきたと思っているが、今の子どもたちは自分で色々情報を集めて自分で解決してしまうことが多いから、人に頼ったり手を貸してもらったりというのが少なくなっていると思う。教育の中に、人は一人では生きていけないということ学べる機会を作ったほうがよいのではないかなと思う。指導室で実施している自然教室はそのことを学ばせる機会の一つなのかなと思う。

○市長

教育の中では非常に大事なことだと思う。市でも政策の中で市民協働ということで、その施策に力を入れるため専門に扱う部署を設置し、市民協働のまちづくりを推進しようという創意工夫をしながら進めているところ。社会が多様化してそれぞれの生活が充実しているが、自分本位というか行動とか生活様式がそれぞれになってしまっていることで、なかなか行政区に加入してくれない。コミュニティの話も出たが、色々な行事をやってふれあいを大事にして1つの目的を持ちながら皆で地域づくりやっというふうな話で進んでいるけれども、それも行事等が週末の土曜日曜にあるから自由を阻害されるような集まりには参加したくないってなるから、なかなか区への加入率を上げるのは難しいことである。区長を先頭に区への加入啓発をやっているが、入ってもらえないのが現状で、確かに子どもや親をとおして地域の教育力を上げていかないと、全てが一緒に回らないと結果はなかなか出ないもの。

○市長

それでは、この辺りでまとめて終わりたいと思います。

今日は、初会議ということで大変ご苦労さまでした。やはり、私と教育委員会が一つになってこれからの教育行政さらにはまちづくりを進めていくというのが大事ということで、このような組織が立ち上がったわけでありますので、忌憚のないご意見をいただきながら、我々も皆さんとともに努力をしていくという考えをしているところであります。また、この中を見ますと予算執行についても共に意見を出して結果を出して進むとございますので、これから教育も環境整備は避けて通れな

いということでございますので、多額な予算も必要となるということ、そして一挙にはなかなか整備はできない状況ではありますけれども、年次計画に基づいて一つ一つ遅れることなく、未来を担う子どもたちの教育環境を整備して、またソフト面でも同じように押していくというような話もありますので、しっかり皆さんと知恵を出し工夫し結果を出し、そして小美玉に若い者が魅力を感じて住んでいただく住んでもらえるような街を推進していくことが大事でありますので、これからもよろしくお願ひしたいと思います。本日は大変お忙しい中ご苦勞様でした。ありがとうございました。

○司会

貴重なご協議ありがとうございました。以上をもちまして第1回小美玉市総合教育会議の方を閉会いたします。お疲れさまでした。